

改正

平成28年3月28日条例第13号

平成28年9月27日条例第41号

平成28年12月22日条例第46号

平成29年3月27日条例第2号

平成29年3月27日条例第16号

平成29年9月27日条例第27号

令和元年9月25日条例第10号

令和元年9月25日条例第17号

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (2) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (3) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

**第3条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2(1)及び(2)の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに本市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2(1)及び(2)の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人

番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

**第4条** 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。
  - (2) 執行機関が、他の執行機関に対し、法別表第2第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表第4欄に掲げる特定個人情報であって当該他の執行機関が保有するものの提供を求めた場合において、当該他の執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

#### 付 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 付 則（平成28年3月28日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1市長の項第3号の次に次のように加える改正規定（同表市長の項第4号及び第5号に係る部分に限る。）及び別表第2(2)に次のように加える改正規定（同表(2)市長の項第4号及び第5号に係る部分に限る。） 平成28年8月1日

(2) 別表第1中「もの」の右に「又は法別表第2に掲げる事務以外の事務で法第19条第8号の規定に基づき特定個人情報の提供を受けるもの」を加える改正規定及び同表市長の項第1号の次に次のように加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

付 則（平成28年9月27日条例第41号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、別表第2(1)市長の項の改正規定（同項第10号中「（平成24年法律第65号）」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年12月22日条例第46号）

### 改正

平成29年3月27日条例第2号

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1市長の項第2号の改正規定、別表第2(1)市長の項第2号の改正規定（「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）」を「国民健康保険給付関係情報」に改める部分を除く。）、同項第4号及び第6号の改正規定並びに別表第2(2)市長の項第2号の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

付 則（平成29年3月27日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成28年伊丹市条例第46号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付 則（平成29年3月27日条例第16号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第7条第2項の改正

規定、第9条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第10条第1項及び第2項の改正規定並びに同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第13条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第16条第1項各号列記以外の部分及び第17条第1項の改正規定、第27条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第43条第2項の改正規定、第46条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第47条の改正規定並びに第54条第1項の改正規定並びに次項及び付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成29年9月27日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成30年3月23日伊丹市規則第6号で、平成30年3月26日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規定（年金給付関係情報に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第3条の2第2項に規定する政令で定める日までの間は、適用しない。

**付 則**（令和元年9月25日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則**（令和元年9月25日条例第17号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

**別表第1** 法別表第1に掲げる事務以外の事務で個人番号を利用することができるもの又は法別表第2に掲げる事務以外の事務で法第19条第8号の規定に基づき特定個人情報の提供を受けるもの

執行機関	事務
市長	(1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に掲げる在留資格を有する者又は同法第61条の2第1項の規定により難民である旨の認定を受けている者（以下「対象外

<p>国人」という。) に対して生活保護法 (昭和25年法律第144号) に準じて行う保護の決定及び実施, 就労自立給付金若しくは進学準備給付金に相当する給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(1)の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(1)の3 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(1)の4 介護保険法 (平成9年法律第123号) による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(2) 伊丹市営住宅条例 (平成9年伊丹市条例第38号) 第2条第5号及び第6号に規定する市営住宅及び同条第7号に規定する共同施設として整備された駐車場の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(2)の2 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年伊丹市条例第9号) による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け及び償還に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(3) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 (平成11年兵庫県条例第53号) の規定により本市が処理することとされた事務のうち, 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (昭和45年兵庫県規則第17号) の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(4) 軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(5) 精神若しくは身体に重度の障害がある者の介護を行う者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(6) 要介護被保険者等(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定を受けた被保険者並びに介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 第140条の62の4第2号に掲げる被保険者をいう。以下同</p>

	じ。)に対する利用者負担額(要介護被保険者等が同法の規定により受けた保険給付に係るサービス及び同法第115条の45第1項に規定する第1号事業につき負担する費用の額をいう。以下同じ。)の軽減又は当該利用者負担額の軽減に係る社会福祉法人等への助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(7) 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。)が複数いる世帯(以下「多子世帯」という。)に係る保育所, 認定こども園又は特定地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	(1) 多子世帯に係る幼稚園の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの

**別表第2** 法別表第1又は別表第1の規定により個人番号が利用できる事務のうち執行機関内の他の事務の特定個人情報を利用することができるもの及び当該利用する特定個人情報

(1) 法別表第1関係

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「障害関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額, その算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

		<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による罹災証明書又は被災者台帳に関する情報（以下「被災者台帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当，障害児福祉手当，特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

<p>(2) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	障害関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「高齢者医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
<p>(3) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け及び償還に関する情報(以下「災害弔慰金等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
<p>(4) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの</p>	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報であって規則で定めるもの

	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に関する情報であって規則で定めるもの
	被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	伊丹市営住宅条例第2条第5号及び第6号に規定する市営住宅及び同条第7号に規定する共同施設として整備された駐車場の管理に関する情報であって規則で定めるもの
	災害弔慰金等関係情報であって規則で定めるもの

<p>(5) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(6) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(7) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(8) 住宅地区改良法による改良住宅の管理又は家賃の決定若しくは変更に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(9) 災害対策基本法による罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険給付関係情報であって規則で定</p>

		めるもの
		住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		伊丹市営住宅条例第2条第5号及び第6号に規定する市営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		災害弔慰金等関係情報であって規則で定めるもの
	(10) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
	(11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		るもの
(12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
(13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
(14) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
(15) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
(16) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		災害弔慰金等関係情報であって規則で定めるもの

定めるもの	
(17) 介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 国民年金法（昭和34年法律第141号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），厚生年金保険法（昭和29年法律第115号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(18) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
(19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの 被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの 高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当，障害児福祉手当，特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
(20) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
(21) 法別表第2の第2欄に掲げ	対象外国人に対して生活保護法に準じて行う

	<p>る事務（法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）又は第1号から前号までに掲げる事務のうち、この表の右欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務であって、規則で定めるもの</p>	<p>保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金に相当する給付金の支給に関する情報（以下「対象外国人の生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

(2) 別表第1関係

執行機関	事務	特定個人情報
市長	<p>(1) 対象外国人に対して生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金に相当する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法に関し法別表第2の26の項第4欄及び別表第2(1)市長の項第3号の右欄に定める特定個人情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 伊丹市営住宅条例第2条第5号及び第6号に規定する市営住宅及び同条第7号に規定する共同施設として整備された駐車場の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け及び償還に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定め</p>

		るもの
(4) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により本市が処理することとされた事務のうち、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務であって規則で定めるもの		障害関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
(5) 軽度又は中度の難聴児に対する補聴器の購入等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの		身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
(6) 精神若しくは身体に重度の障害がある者の介護を行う者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
(7) 要介護被保険者等に対する利用者負担額の軽減又は当該利用者負担額の軽減に係る社会福祉法人等への助成に関する事務であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの

	(8) 多子世帯に係る保育所等の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの
	(9) 第1号から前号までに掲げる事務のうち、この表の右欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務であって規則で定めるもの	対象外国人の生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	(1) 多子世帯に係る幼稚園の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 執行機関が他の執行機関から特定個人情報の提供を受けることができる事務及び当該提供される特定個人情報

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
市長	(1) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 多子世帯に係る保育所等の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	(1) 子ども・子育て支援法による子どものた	市長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの

<p>めの教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの
		対象外国人の生活保護関係情報であって規則で定めるもの
<p>(2) 多子世帯に係る幼稚園の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの</p>	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの